

林先生担当2018年後期再チャレ第4、5回

使用教材：

2018年辰巳法律研究所スタンダード答練公法系第1問

第 一 問

同様の受動喫煙による健康被害の防止であるが、積極
目的規制である。そうすると、積極目的規制は専断目的
判断を要しないため、裁判所の司法審査になじみやすい。
（上記の通り、各主要な規制に於ける積極目的規制である。）
単に職業生活の自由の制約において目的達成が主でない
観念的な理由に留まらず、事実に基づく中立的根拠に基づ
て目的達成が主であることが必要である。すなわち目的（手段）
に実質的関連性がある場合にのみ目的達成は正当である。
これに対しては、規制の趣旨、態様、措置の手段（本条例12条
（項）、13、14条（同12条1項）、7条（命令（12条2項）という
段階的な規制）とある。そして、その最終的な罰則に於いて
も、金銭的なものに留まり、営業の停止に及んでいないこと
がその強さを示している。この点から見て、この規制の
立場としては、上記のような規制は、目的達成の手段として
は決して強要である。上記のような積極目的規制の
に基づき、合理的な根拠に基づき、主として、
（1）公共という規制がある以上、客の負担が大きいこと
（2）飲食店営業において、客の負担、すなわち、喫煙者として
も、第2項により、分煙措置のない飲食店での喫煙は
禁止されている。実質的には、営業に及ぼすものと同等で
あるが、強力な規制である。
（4）そこで、目的達成の手段を検討する。
つまり、目的は、第12条に基づき、国民の健康である

第 二 問

その必要である。
次に、手段としては、第9条2項は一律的分煙又は禁
煙措置を義務付けている。店舗内全域に於いて喫煙禁止
にするか分煙にするかを選択できるようにするという方法が考え
られる。
これについては、積極目的達成を認めても規制の手段が狭く
なるだけで、受動喫煙防止の有効性は見込めないため、前
記目的達成が主であることではないとの反論がある。
もっとも、Xのような「プロテクト」飲食を提供する店において
は、喫煙者以外に禁煙を要する。そのような店舗では
例外的に、上記措置を不用とすることも考えられる。この点
一律の規制は、事実に基づく中立的根拠に基づき、手段と
はならない。
これに対して、飲食店における喫煙者の割合は、日中25
パーセント、夜間40パーセントであり、禁止措置を
要する喫煙者の割合は70パーセントであるとの事実
がある。また、これをみると、より客の負担が大きいとの反論が
ある。
しかし、これは、飲食店一般を平均して算出したものであ
る。この店の「プロテクト」に算出したものである。個々の
店舗の個性を考慮していないものである。したがって、事
実上の店舗の客の負担については、事実に基づく有効な反論
とはならない。

事実に基づく反論を認めてお
かなくてはならない!!

第 三 問

以上より、実質的関連性は認められない。
（5）よって、22条1項に於いて、第9条1項は違憲である。
2. 損失補償
仮に、22条1項に違反したと仮定、分煙設置の義務
に於ける損失補償が必要か。
（1）まず、第29条3項には、「正当な補償」の下に、公
の用に充てる、としている。もっとも、これは直接に損失補
償を導くものではない。具体的な法律がなければならぬとの
反論がある。これについては、同項は法規範性をも
つ。法規範がなければ補償を要しないとする、私
人の財産権が侵害されない、直接的な根拠となることにな
るというべきである。
そして、「正当な補償」とは、要求された金額とい
うと解する。
また、「用いる」というのは、公の用に、特別の犧牲を
負担するものという。
（2）本件では、Xの飲食店事業者は、国民の健康の保
護に、分煙にかかる多大な費用を支払っている。公
の用に充てられなければならない。
（3）Xのみならず、第22条を設けた事業者一般に対
して課せられるものであるから、特別の犠牲性がある
とはいえない。この点から見て、反論は認められない。
（3）よって、損失補償は認められない。

第 四 問

第 1 問

[illegible]

第 1 問

[illegible]

第 2 問

[illegible]

④ 23 工 毛

第 2 問

[illegible]

第 1 問

那，现在70%的人已经可以了，特别是没有利用到
合日周期，夜间禁烟，特别是没有利用到早上。
人们常说，前日的烟比后日的烟好。加了个例子的话，应该
是对于利益比健康、生命重要。所以这个例子是适合的。
以上这些例子，都是对于健康的例子，所以重要的例子。
一方面，在睡前，要用热水洗一下脸，然后睡觉。
另一方面，在睡前，不要吃东西，不要吃东西，不要在睡前
看报纸，不要在睡前看电视。

3 彼に、野有指と俗語と似てと(才牙口。A母兄の御座。
 今令、侍候のため(念共のため。(大正13年3月)と批有
 野有。(念煙面直語共共)と用い、下野有。と批有補強
 へ行つたA母兄求む事心考へられ。

(1) 下正當の補償。と云ふ事は、此の如くである。①私刑
②是用の力を要する。一時に求むるべき人。特定された者
③ ②補償と云ふ事は、金貨金貨上相當の之の場合に、
強ひたる。

[illegible]

条件下, A 要由 A 来求, 故 A 要由 A 来求。

[illegible]

第 2 問

順心老學士詩中云。三山曰：注縣，縣南曰（不注，俗名）
。今則縣名之故也。蓋注縣學之成，建業之口小也。

(c) 以修訂範圍內，以原來的漢文題目，改為專
以數字和率(%)判斷時。 箱庭

(2) 本件 健康増進法は国民の健康増進を目的としており、有間二目的(1等)と共通している。よって、健康増進法が公衆衛生の観点(多岐岐性)防止対策を要求し、その努力義務に付する。特に(参例)の、胃腸の胃腸運動を促すこと(参例)の、胃腸の運動を促すこと。

为革命而死的人永远是英雄。

Uph. / 102. 100.
Uph. / 102. 100.

是以上の材料には全て融かしてよい。
 もともとかなり具体的に検討した面があるので、
 合算水準には達していない。更に（少し工夫すれば）
 点数を上げることが可能

第1. 口説~~と~~煙の自由

1. いちばん大切にしてほしいことは、まず、回復した健康をどうやって生活に活かすか、自分の
力量と現状とを把握し、無理にさらされてしまう人の健康被害に巻き込まれないように、
副産物には、まず、人の生命・身体・健康被害から守るために、有害物質の
除去が必要であり、これを不特定多数の人に安全に提供しようとする意

ページ

[illegible]

2 ページ

第2. 営業の自由

[illegible]

3 ページ

2. L1052 李子桑倒9条20等12条2条1次反L 凉点沙小
第3. 每部12月1日理

4 ページ

1. 本件条例9条2款、9条3款、2条1款は、母体財産権を侵害し、29条1款に反し、違憲であるとする。

(1) まず、29条1款は財産権の保護をし、その保護は所有権の自由に、自己の財産を自由に使用し得、処分する自由を含むものである。

(2) 次に、本件条例9条2款は「税金又は地方債の償還を滞りしものは、
らる。9条3款は「当該区域に区域の面積の合計を...一平方分の3以上
に達しない」と定められており、29条1款は「所有地の大半を占め
る」平方分の3の面積については「特定区域に占める面積が...2平方分
に達しない」とあり、所有者の所有権の自由を侵害し、財産権の自由を侵害し
ている。

(3) 本件条例は、税金の滞り、地方債の滞りを理由として、29条1款に
抵触するものとして「公共の福祉に適合しない」として定め、(9条2款)
に基づいており、本件は、公共の福祉の侵害、公共の福祉の侵害
に29条1款に抵触するために、条例が抵触に当たらないから、29条1款に反
しないとの反論が示された。

(4) これに対し、前記のとおり、本件は、公共の福祉に
抵触するものと認められ、その抵触が示された理由も、その分、
29条1款に抵触しないことにより、公共の福祉に抵触しないから、所有
権に抵触するものではない。

2. したがって、本件条例は、29条1款に反せば合憲である。

第4. 公法上の損失補償について

1. 本件条例は、反に合憲であると、公法上の損失補償の余地(29条3款)
はない。

この金額は2000年12月12日現在、14歳以下児童の割合
が1.2%と低い。

また、15歳以上の児童の割合は1.2%と低い。

これは、児童の数が少ないからである。

以上

1. 本条例案(以下、暫定案)は、喫煙禁止区域域(禁煙柱敷)に於て、喫煙を禁止し、23条に22条17款17、19条の命令に於て、罰則の処し、罰則を定むる。これに、喫煙者の喫煙の自由を制約し、罰則は3条後段に反し、罰則が。

2. 憲法は受動手段。包括の規定に在り、他の条項から保護される自由を具体化する。右とも、ある中の権利を全て保障し、保障する。故に憲法は、尊重と自由の保障価値を低下させる。憲法は至極、個人の人権の侵害に不可欠な権利に限り保障するものと解釋。その判断に於ては、①個人の人格の侵害に不可欠、②他の人若くは行つてよからざるが、③他の人よりのは商業保護と云ふものとして、期間決定し得るか第1に判断する。

(1) 喫煙は、個人の嗜好品にすぎず、通常喫煙者が5人に4人が個人の人権の尊重を否定しないと述べている(①)。また、喫煙は、使用が否かにかかわらず、通常喫煙者の5人に4人は喫煙を禁ずることを否定しないと述べている(②)。

⑤Sに、物質中の吸煙の自由が認められ、例として自由と
 水の保護に何らかの制限があることは明白だが、結論として吸煙
 の自由は尊重してよいにすぎない。例として自由が認めらるまで
 多くは1に等しい。

3. も、 γ は、密接に乗換船に於保障块動し、 γ が γ に、比例

第 二 問

(1) 本事件の月給は、自らの意思で労働契約を解除して、
 以下を前記労働者の従業員と未成年者の健康・安全と大衆の
 保護とを、新法に準じて、^(労働者) 最大4ヶ月間の有償
 物質が支給された。また、労働契約を解除して、^(労働者) 前記人として、
 最大12ヶ月の期間、10ヶ月間労働者と未成年者の健康・安全と大衆の
 保護とを、新法に準じて、^(労働者) 最大4ヶ月間の有償

また、喫煙者の公判では、非喫煙者の方が我慢が強い。Yの反論が通らぬから、肩の健康を以て一週に10本未満で我慢する。類々つれて行方不明幼男も未成年体自らの意思で、喫煙を断れることが重要だ。そのため、自ら降参望まず、親命懸けの被害を受けることにする。我慢が強いYの反論は、自ら危険な場に立つことが選取（否か）決定材料となるが上訴の審判に対して、有効な争点論ではない。

以上より、従業員と未成年者の健康保護と11月9日は重要1112。

(2) 喫煙者の方は、受動性 ~~第1~~ 第1種施設、第2種施設、喫煙場を設けず、~~11月9日は~~ 喫煙禁止としており(第4条(第6条))
また、この禁止上その違反に罰則が課しているのは、過度の
制約にあるとの反論あり。

第1種方格部では噴出を5分間停止せしめ、制動を強め、(4)と、自旋

12-12-17 17-12-17

第 問

施設、受付けの保護者未成年者が多く出入りする場所に配してある。(か
 け、学校、病院、児童福祉施設(第2条3号)は、未成年者が多いばかり
 か、自らの意思にかかわらず、未成年者がその場に立ちまわっている場合
 が多い場所である。これらの施設等は、屋外に喫煙火器場所を設置
 するとして、火器が漏れ出してしまふおそれがある。そのため、屋外も原則
 全面禁止としている。屋外の制約や制限はない。

第2種施設は11月も、投量5等分、その場にて、まず5分1分ずつに
適度同様下す。又、右、第2種施設は、多数の畜が利用致す動
物、特に、更野密着を排除施設で定めた118(第2条第4)。

[illegible]

要2条3号1の定義が、第10の建形以上の制約を定めたもの
である。第2条3号段々式に整地が11の整地方式の式211をこ
す。温度の制約は1123。以上は、要2条3号1、8条2号條比
例原則に基き、温度に基き

罰則に非難止む制約の態様については、 α と β の罰則が起る

第 問

13. 路Y、指導等在受付在上亡違反行為E、在者に罰則を課
14. Y、Zは温度を制御し、得るに到る。

(3) 他方、創始者である口遊堂行房氏、實は13歳の保護者に過ぎず、主として11人に自由を許さず、事犯、その内容も、他人の健康に害を及ぼさざるものであり、他人の生命・身体に影響を及ぼさざるものから推察する、創始者の純善性を最大とし。

(4) 以上が与えらるゝ上、 Γ の位置は、 Γ が下降してはならない。また、 Γ が比角原則に反する場合は、 Γ は Γ_0 に一致しなければならない。

4. 以上、上記3②イの点にのち急激上の問題点がある。
第2 飲食店等

(1) 第9条27条は、第2種施設管理責任者^{（第9条27条）}が火災又はガス火災の措置を怠り、被害者には罰則を定めて178(2)条16項。3条は、被害者が施設施設を喫煙^{（第9条27条）}所致した火災、禁火場の措置を怠り、のがた罰則を定める第3条の1にある。

② 憲法22条1項は、職業の開始・継続・終了の自由を保障するだけでなく、旅行の自由も保障する。なぜならば、職業は、人々自身の生活と維持し、人格を形成していくものである。その旅行の自由を保障し、なければ、その義務を負うべき利が与えらる。

村要者が施設をその村に、その村の手配を経て、農業にていくが

第 5 問

の決定は、その施設の属性、状況と密接に結び不可分の要素として、同自由権、憲法22条1項に保障される。

(3) も、Yが、経済的自由、精神的自由と比べて、民主主義に与る修正が可能であることから、公衆の福祉に与る制約を受ける。また、本条第1項第1号健康増進法に消煙目的に禁止されているもの。

また、Yが、本条第1項第2号施設利用が全面喫煙可能な場合を定めることにより、公衆の健康に与る制約が強い。また、その目的が健康増進法に消煙目的に与るものである。このため、制約が強いものの、全面禁止という制約の強度が強いことから、憲法第12条の比例原則に照し、判断する。

3 健康保護の目的の重要条件、第1の3(1)の通りである。

1 本条第1項第2号第1号、分煙を要する場合には、その面積は、法第26条第4項の1未満に限定し(第1条第3項)。この4分の1以下に敷設し、また、禁煙措置を講ずる。また、既に喫煙者数が50人以上であるとしており、喫煙者の割合は、全客数の10%以上であることから、関連性が明らかである。したがって、公衆の健康に与る一率に4分の1に限定するは過度ではない。

また、原則に217は第12の204と関係がある。

(4) したがって、第9条3項第1項第1号に及ぶ。

2. 損失補償、健康増進法との関係。

第1条と、法第1項同一目的に与るものである。第1条は、

第 5 問

法26条は、条例に与る上乗せを禁止する旨である。このため、本条第1項第2号第1号は、法に反するものである(憲法94条)。

3 損失補償

(1) 損失補償の要件(憲法29条3項)は、その財産の侵害が、法の趣旨より、合理的に判断する。

(2) また、受動喫煙の防止は、禁煙施設を管理することにより、当然に与る権利に内包されるものである。

しかし、その対象は、公衆の施設であり、一般に与るものである。100平方メートル以下であり、大規模な施設ではない。また、既に禁煙を講じている施設であることから、平等原則に照し、判断する。

(3) 以上からすると、損失補償を要する特別の犠牲があるとは、いえず、損失補償を必要としない。

以上

本書の2024年
時間配分に注意しよう